

函館市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第65号

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第60条の17第57号中「第137条の12第6項または第7項」を「第137条の12第11項または第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。